

鳥獣被害

野生鳥獣を集落に呼び込まないために



集落みんなで考えましょう

■個人でできる鳥獣害対策

近年、イノシシ、シカ、サルなどによる農作物への被害や生活環境への影響が増加しています。その背景には、野生鳥獣が集落でエサを食べることを覚えたことや、雑草が生い茂った田畑や雑木林など、野生鳥獣が身を隠せる「ひそみ場」が増えたことがあります。

野生鳥獣たちは、エサを求めて私たちの集落にやってきました。エサを食べなければ、生き延びることができません。しかし、そのエサは、私たちが無意識に与えているかもしれません。

今回は個人でどのような鳥獣害対策ができるのか、いくつか紹介します。

●お供え物を放置しない
果物、ジュース、お菓子などの

お墓のお供え物は、お参りが終わったら持ち帰りましょう。

●野菜のくずや生ごみなどを庭先や畑に放置しない
これらのものを屋外に放置すると、匂いで野生鳥獣が寄ってきます。コンポスト（生ごみ等を分解してたい肥にする処理方法）を利用したり、ごみ回収に出すなどして、きちんと処分しましょう。

●落穂や2番穂を放置しない
収穫後の田んぼに残るこれらのものは、野生鳥獣にとっては貴重なエサです。放置せずに回収しましょう。

●使っていない田畑の雑草を除去する
耕作していない田畑に雑草が生い茂っていると、野生鳥獣のひそみ場となってしまう。定期的な草刈りなど、保全管理を行いましょう。

●大切なのは一人一人の心掛け
野生鳥獣は、集落で安全にエサが食べられることを覚えると、再びやってきます。町が実施する有害鳥獣の駆除捕獲活動だけでなく、皆さんの小さな心掛けで集落からエサをなくし、寄り付かない環境をつくっていくことが重要です。

町農政課 ☎096-234-1176(内線154)

後期高齢者医療

■歯科口腔健診で歯と口の健康を保ちましょう

今年度も、後期高齢者医療被保険者を対象とした「歯科口腔（こうくう）健診」を実施します。

身体の健康と同様に、口の中の健康を保つことは、日々を生き生きと暮らしていく上でとても大切です。健康が保たれていないと、虫歯や歯周病になるだけでなく口腔機能が低下して糖尿病や心臓病など全身の病気にかかりやすくなり、要介護状態になってしまう恐れがあります。

特に高齢になると、むせたり、のどにつかえたりすることが多くなり、口の中の細菌などが肺に入って、肺炎を起こすこともあります。

※歯科医院の休診日は除きます

※老人ホーム入所者や6カ月以上病院に入院されている人、すでに同様の事業で歯科健診を受診した人は対象になりません。

●実施期間
8月1日（日）～12月31日（金）

●実施場所
町が契約している歯科医院（受診券と併せて一覧を送付します）

●自己負担額
400円

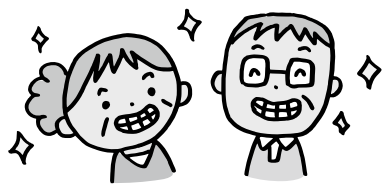
●検査項目
問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の状況、飲み込む機能など

●受診方法
①7月中旬に口腔健診の実施場所などに送る案内文を郵送します。受診券も同封しますので、ご確認ください。

②受診券が届いたら、受診を希望する歯科医院に直接予約してください。

③予約した歯科医院で、受診券とご自身の被保険者証をご準備の上、受診してください。

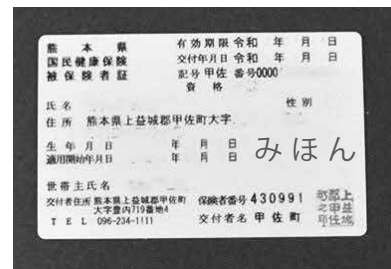
あなたの歯とお口の健康状態をチェック！！



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線107)

国民健康保険

国民健康保険証
更新のご案内

詳しくは町住民生活課へお尋ねください

令和2年度の国民健康保険被保険者の有効期限は7月31日まで

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（桃色）の有効期限は7月31日（土）です（短期証を除きます）。

8月1日（日）から使用できる国民健康保険被保険者証（水色）は、7月中旬に各世帯主あてに簡易書留郵便にてお送りします。

新しい保険証は、受け取り後、記載内容に間違いがないか確認をお願いします。内容に誤りがあった場合は、町住民生活課まで速やかにご連絡ください。

医療費が高額になるときは限度額認定証のご利用を

国民健康保険には、医療機関などの窓口での支払いが高額となつ

た場合、後から町へ申請することによって自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

医療費が高額になるときは、「限度額適用認定証」を利用することで窓口での支払いが限度額までになります。国保被保険者で「認定証」の交付を希望される人はお尋ねください。

自己負担限度額は、住民税の課税状況などによって異なります。また、国民健康保険税を滞納していると「認定証」を交付できない場合がありますのでご注意ください。

申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証、印かん、マイナンバー（個人番号）が分かるもの

令和3年度の認定証交付申請は8月2日（月）から受付

ご利用中の「認定証」の有効期限は7月31日（土）です。8月以降は令和3年度の住民税課税状況などより改めて区分判定します。

令和3年度の認定証交付申請は8月2日（月）から受け付けます。町住民生活課窓口までお越しください。

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線106）

国民年金

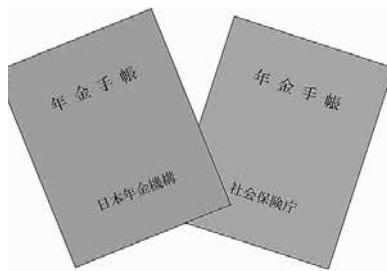
「納付免除・納付猶予制度」
をご存知ですか

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」となる制度があります。免除・猶予を受けることで年金受給権（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族年金）が確保できます。

①免除（全額・一部免除）申請
本人・配偶者・世帯主各々の前年所得（過去年度分については、その前年所得）が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により全額または一部免除となる場合があります。

※一部免除の場合、納付すべき保険料を納付しないと一部免除が無効になります。

「納付免除・納付猶予制度」をご存じですか



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

②納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者各々の前年所得が一定額以下の場合、納付が猶予されます。

③退職（失業）による特例申請
退職（失業）された方の前年の所得額を0円として審査されます。

免除申請方法と免除期間

今年度の申請受付は、7月から開始され令和3年7月分から令和4年6月分までの期間を対象とします。また、過去期間については、申請書を提出した日から2年1ヵ月前までになります。

なお、全額免除または納付猶予の承認を受けた方が翌年度以降も引き続き免除・納付猶予の承認を希望される場合は、申請時に継続の申し出をされると、翌年度以降の申請は不要です。

ただし、失業による特例申請の場合は、翌年度も申請が必要です。

準備するもの

・年金手帳

※失業による申請の場合、離職票または雇用保険受給資格者証
お問い合わせ先

熊本東年金事務所
☎096-367-8144

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線104）